

会員会費規程

	平成16年12月	1日	施行
改正	平成19年	4月	1日
	平成20年	3月	1日
	平成20年11月	21日	
	平成24年	4月	1日
	平成28年	5月	20日
	平成29年	3月	22日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人飛騨市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額3,000円とする。ただし、加入年度の会費の額は、加入した日が属する月から、その月が属する年度の3月までの月数に250円を乗じて得た額とする。
- (2) 特別会員の会費は、年額500円とする。
- (3) 賛助会員の会費は年額一口1,000円とする。

2 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事長において入会を承認された後、1ヶ月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しない。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、センターの設立許可のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。ただし、平成19年度新規入会者に限り半期分の会費1,500円を徴収する。

附 則

この規程は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の飛騨市シルバー人材センター正会員会費規程により処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。